

開拓使札幌本庁による最後のオムシャ施行について

—付：早川昇再録アイヌ語通辞資料—

The last enforcement of *Omusha* (the donating observance to Ainu) in Sapporo by the local Administration *Kaitakushi* in early Meiji period: with the Ainu interpreter material recorded by Noboru Hayakawa

百瀬 響*

Hibiki MOMOSE*

要 旨

本稿は、幕末から明治初期にかけての石狩場所および開拓使札幌本庁で施行されたオムシャを例に、和人との交換がアイヌ社会に及ぼした影響（文化変容）の一端を明確化することを目的とする。まず、石狩場所において、アイヌへ支給されたオムシャでの物資を明治維新以前・以後で比較し、移行期の「土人撫育」の内容を確認した。次に、兵部省によるアイヌへの石狩移住命令収束のため、開拓使が発寒村で行った1869（明治2）年のオムシャを検討するとともに、和人物資がアイヌ社会に及ぼしていた影響について考察した。さらに、「開拓使文書」ほかの史資料に基づき、開拓使札幌本庁でのオムシャ廃止の時期を特定した。加えて資料として、早川昇が再録したアイヌ通辞史料から、松前藩・幕府のオムシャおよび札幌本庁による最後のオムシャの「申渡」に関する記述を紹介する。

キーワード：オムシャ、石狩場所、早川 昇、アイヌ通辞資料、文化変容

はじめに

1869（明治2）年7月8日開拓使が設置されると同時に、兵部省が石狩・発寒・小樽内の管轄となり、8月20日には、兵部省の石狩・小樽・高島3郡支配が決定した。翌9月20日の場所請負廃止と共に、石狩場所は明治政府が「漁民需要品給与」と「土人撫育」を務めることになった。本稿は、従来「土人撫育」の役目の一つであったオムシャが、開拓使札幌本庁において廃止されるまでの過程を通し、明治政府による過渡期のアイヌ政策の実態を論じることを目的としている。とくにオムシャについては、石狩場所を例に、『石狩町誌』の資料から幕末、維新後の比較を行い、その特徴をまとめた。

さらに従前の研究では、札幌本庁で最後に履行されたオムシャに関する報告はなかったが、本稿

では、『アイヌの民族』（早川、1975）の著者で知られる早川昇の再録による札幌での「最後のオムシャ」申渡文とされる資料もあわせて紹介する。

1. オムシャの定義と内容

（1）定義と時期

オムシャは、例えば、「毎年場所内の総蝦夷人を運上屋に集め、掟書等を読み聞かせ、撫育を図る際」、手当を与える年中行事などと記されている〔小樽市編、1958：177〕。この定義に加え、本稿では「天保以後」のオムシャの例として示された説明を紹介する¹。

即ち年に一度、漁期も終り、昆布若くは海鼠の夏漁が済んでこれから鮭漁の準備に移らうとする時、又は最後の漁事たる鮭漁が済んでこれから冬籠りに

*北海道教育大学札幌校 〒002-8502 北海道札幌市北区あいの里5-3-1

入らうとする頃ほひ、其暇を見て巡回に、若くは其為に出張して来る役人を迎へ、役人の詰めて居る勤番所、若くは蝦夷地漁業の中心たる会所、運上屋、番所等に付近のアイヌを呼び集めて行はれるのである。式場には幔幕を張り廻らし、鎗、鉄砲、鎧等を物々しく飾り立て、役人以下それぞれ服装、威儀を正して居並び、庭先には筵を敷き、役土人を始め総土人を招じ入れ、アイヌの拝礼を受けて後、法度書、申諭書等を読み聞かせ、通辞が是をアイヌ語に訳して聞かせ、後、役人並びに其地方の漁業権を掌握して居る請負人より、役土人始め平土人に対して贈られる常例の支給品、鰥寡、孤独、老年不具のアイヌに対する手当品の贈与があつた後、役人より一同へ盃が廻されて終るのである（中略）。此日会所、運上屋、番屋等の台所では、酒肴を設け、役土人には膳部さへ添へて、土人達を振舞ひ、アイヌは思ふ存分飲み喰ひをし、揚句は謡を歌ひ、踊を踊り、一日を愉快に送るので、更に余裕のあるアイヌは家へ帰つても数日間、宴会を続けるので、漁業に働くアイヌに採つてはまたとない楽しい日だつたのである（傍線は筆者による）〔高倉，1935：83－84〕。

この定義によれば、オムシャでは、アイヌを運上屋等を集めて掟書き等を読み聞かせ、請負人・役人から物品の支給や表彰・手当を行う「儀礼」的部分と「饗宴」の部分に分かれている。さらにこの饗宴は、アイヌが家に戻った後、数日間行われる例もあつたことがわかる。

オムシャの時期については、鮭漁前あるいは漁後、年に1回行われたとある。石狩場所でも、オムシャは年1回の開催であつた〔石狩町編，1972：276〕。ただし、場所によってその回数は異なり、春秋の年2回、あるいは余市場所のように、「夏オムシャ」と合わせ3回行われる場合もあつた。これは、秋鮭漁を主とする石狩場所と、春鯊漁・秋鮭漁ほかを行う場所との違い、すなわち漁獲する水族の種類・漁期の回数の相違により、労働者であるアイヌに対するオムシャの回数が左右されたためと推察する。

（2）石狩場所におけるオムシャの支給品

ここでは『石狩町誌』上巻〔石狩町編，1972〕（以下、『石狩町誌』と略記する）の1854（安政元）年および1870（明治3）年に行われた秋オム

シャの記載から、石狩場所におけるオムシャでの供与者、対象および支給品を確認する（表1・2）。まず1854年時点では、オムシャの供与者は、「御上様」と「運上屋」に分かれている。この時期は松前藩復領後であることから、「御上」は松前藩、「運上屋」とは請負人の阿部屋伝次郎を指す。対して、1870年分は、供与者は分けて記載されていない。しかし1869年9月の場所請負制廃止の布達により、翌1870年までは「石狩、浜益二郡（西海岸場所中）はとくに官において自ら漁業を行うことになった」との記述や〔『石狩町誌』：405〕、当時開拓使札幌本庁詰であつた十文字龍助の1870年2月4日付け「日記」にも、「浜益オムシャ」を実施した旨の記述があることから〔工藤，2015：82〕、供与者は、開拓使であるとしてよいであろう。

一方、支給対象とされているのは、1854年では、乙名・小使（役土人）、産取、「男女土人一同」あるいは「平土人一同」、軽物・漁業奨励者、春鮭出稼者である。中でも役土人については、各13人（石狩13場所の意力）に加え、上川の役土人支給分が別記されているが、これは、石狩場所へ出稼ぎに来ていた「トクヒタ役夷人四人の内」上川アイヌの役土人のみの措置とある。1870年には、やはり「トクヒタ、上ツ、上カハタ、下カハタ、シュママフ」の5か所に、清酒・煙草について、石狩の役土人24人と同等の措置が取られているので、出稼ぎ集団の役土人を対象とする支給が、前例を引き継いで行われたと思われる。明治維新前後で支給対象はほぼ変わらないが、相違としては、軽物奨励者の項目がなくなっている点があげられる。

支給品については、役土人・土産取・平土人の間に差が設けられている。1854年の例では、役土人に対し、「御上」「元小屋」から、それぞれ清酒5升（計1斗）と煙草2把（計4把）、さらに膳・清酒が支給された²。平土人へは清酒・濁酒が5合ずつに加え、飯椀1盃と濁酒が（全員支給分から）支給された。

対して場所請負廃止後の1870年には、支給元が

表1. 1854（安政元）年石狩場所オムシャ支給品.

支給者	支給対象	品名	量	人数
御上	乙名・小使	酒 ^{*1}	5升	13
		煙草	20把(2把力)	
	上川乙名・小使 (各1名)	酒	5升	2
		煙草	2把	
	男子	小刀	1挺 ^{*2}	308
元小屋	女子	針	5本	334
	乙名・小使	米	8升	—
		麴	8升	
		酒	5升	
		煙草	2把	
		膳部	—	
		酒	台盃で2盃	
		米	8升	
	土産取	麴	8升	—
		酒	3升	
		煙草	2把	
		膳部	—	
		酒	台盃で2盃	
		酒	3升	
		煙草	2把	
	軽物・ 漁業出精者	膳部	—	—
		酒	台盃で2盃	
		清酒	5合	
	平蝦夷人（メノ コセカチ共）	濁酒	5合	—
		飯	蝦夷椀1盃	
		濁酒	桶 ^{*3}	
	春鯡漁出稼者	濁酒	2斗～4斗	—

出典：（『石狩町誌』：274-277）より作成。「—」は、記載のないことを示す。なお、オムシャ開催日のみの支給を対象とする。

*1 資料では単位は「本」となっている。

*2 清酒の意と考えられるが、表記のママとした。産取の項も同様。

*3 元小屋前に濁酒を入れた桶を置き、各自飲み放題とする。

表2. 1870（明治3）年石狩場所オムシャ支給品.

支給対象	品名	量	人数
トクヒタ・ 上ツ・上カハタ・ シュママフ 5か所 ^{*4}	清酒	5升	5
	煙草 ^{*5}	2把	
	膳	—	
	清酒	台盃 ^{*6}	
	米	8升	
役土人	麴	4升	24
	清酒	5升	
	煙草	2把	
	膳	—	
	清酒	台盃	
土産取	米	8升	12
	麴	4升	
	清酒	4升	
	煙草	2把	
	膳	—	
漁業出精者	清酒	台盃	—
	清酒	3升	
	煙草	2把	
	膳	—	
平土人男女	酒	台盃	325
	清酒	5合	
	濁酒	5合	
全員分 鯡漁出稼者	白米	椀1盃	—
	濁酒	3石 ^{*7}	
	濁酒	8升	

出典：（『石狩町誌』：356-357）より作成。なお、オムシャ開催日のみの支給を対象とする。

*4 「五か所に五升二把つつ」となっている。

*5 資料では「地廻蓑」となっている。他の箇所も同様である。

*6 他の部分も含め、「台盃」のみの記述である。1盃と思われるが、実際は不明である。

*7 桶かどうかは、不明。

単一であることから、役土人（乙名・小使）では、清酒や煙草の支給量が半分の5升・2把となった（ただし、「トクヒタ」ほか5か所については、新たに支給された可能性がある）。また、役土人・土産取ともに、麴の支給量が8升から4升到半減し、他場所への春鮭漁出稼ぎ者の濁酒も大幅に減額されたが、その一方で、土産取の清酒が3升から4升へと増額されている（全員分の濁酒の増減については不明）。

以上から、1870年分では開拓使が従前のオムシャの内容を引き継いだ際、一部例外はあるものの、酒類（ここでは、清酒・濁酒・麴を含む）の支給量が減額されていることがわかる。

次に、表1を見ると、男性1人につき小刀1挺、女性1人につき針5本ずつが、「御上」から与えられたことがわかる。『石狩町誌』には、「嘉永三戌年七月中被仰付渡、翌亥年より年々蝦夷人共え御手宛として被下置候分」とあるので〔『石狩町誌』：275〕、小刀と針の支給は、1851年から、松前藩の申渡しにより開始されたようである。

また、総計で小刀308挺、針1670本（334人分）が支給されているが、1854年の石狩場所の総人数は、男346名、女380名であることから〔同上〕、全員が支給対象になったわけではないことになる。この点については、余市場所の例を参照すると、1858（安政4）年のオムシャでは、小刀の支給が「役土人・平土人、セカチ15才以上」、かつ針の支給が「女子、カナツ15才以上」と記されており、双方ともに年齢制限（男女ともに15才以上）があったことが明記されている。石狩場所でも、同じように年少者が除外された可能性が考えられよう〔余市町総務課余市町史編集室編、1985：1317〕。

物品についても1854年と1870年の記述を比較すると、まず前者にあった小刀・針の支給が、1870年には記されていない。また、オムシャでは通常、陣羽織、着物、台盃、行器等の何らかの物が支給されたことが知られる。1854年分でも「行器具、桶、湯桶、耳たらい、台盃」を「時々見斗い

相下し申候」との記述や、米、酒、煙草、麴、塩、味噌、醤油と並んで「大綿類 三百五十反」「古手 三百枚」「裂織 五十枚」「撚糸 十五丸」の総額が示されていることから、他の場所と同様に物品が支給されたと思われる〔『石狩町誌』：274〕。1870年のオムシャでも、おそらくは旧習に基づき何らかの物品が支給されたと思われるが、『石狩町誌』には記述がないため、今回はわからなかった。この点については、他の日常の撫育支給品と合わせて考察する必要があるが、一次史料の調査を含め、次の課題としたい。

2. 『石狩町誌』にみる石狩場所オムシャの特徴

以上、明治維新をはさんで2つのオムシャの内容を比較した。1856（安政2）年の蝦夷地の再幕領化や1869（明治2）年8月から翌年1月までの兵部省支配とその後の開拓使による管轄化等³、他の場所と石狩場所を比較する際に留意しなければならない条件は多いものの、以下に石狩場所のオムシャの特色をまとめる。

- ①石狩場所では、年1回のみ「秋オムシャ」が開催された。これは同場所が秋鮭漁主体であったことによる。鮭漁の期間は「『秋の彼岸入りより土用中迄』、即ち9月20日頃から11月中旬」であり、おそらく鮭漁終了後に行われていたと思われる〔同：278〕。
- ②酒（清酒・濁酒）・麴が、1870年のオムシャで特に減額された。
- ③オムシャでの物品支給については、ある一定（年齢力）の男性に小刀（マキリ）1挺・女性に針5本が与えられていた。他の物品（行器、桶、湯桶、耳たらい、台盃のほか、衣類等）も支給されていた。1870年の物品支給については、今回は確認できなかったため、不明である。
- ④石狩場所では、役土人に対する清酒・煙草の特別支給がなされたが、他地域からの出稼ぎ集団の役土人らに対しても、同様の措置が取られたと考えられる。

次に、開拓使札幌本庁によるオムシャの廃止までの経緯として、兵部省の石狩郡支配を契機に開催されたオムシャを紹介する。

3. 兵部省による移住命令と 開拓使によるオムシャ実施

1869（明治2）年7月の兵部省設置とともに「石狩および発寒、小樽内は兵部省の管轄」となり〔『石狩町誌』：322〕、「開拓使と兵部省はアイヌ人撫育の上でまず暗闘が生じた」〔同：323〕。この「暗闘」とは、兵部省が石狩場所の出稼ぎアイヌに対して行った、当別川川下への移住命令を指す⁴。この計画に対し、上川の首長クーチンコロが兵部省に赴いて談判したほか、開拓使官吏によって、札幌近郊のアイヌへの説得が行われているが、この「説得」は、当時のアイヌ社会におけるオムシャの意味を伺わせるものである。

この一件については、『石狩町誌』中巻（石狩町編、1985）にも記述があるが、上・中巻共に1911（明治44）年発行の『札幌区史』（札幌区役所、1911）の記述に基づいていることから、その誤謬をも引き継いでいる部分がある⁵。したがって、本稿では原典である『犀川会資料』（高倉編、1982）の「肥塚貴正 石狩国上川見聞奇談」に従い、概要を簡潔に記す（なお、傍線は筆者によるものである）。

従来、石狩場所出稼ぎの空知・上川アイヌらは、旧暦7～10月石狩場所で鮭漁を行ったが、石狩場所へ向かう際には軽物を携え⁶、河川の結氷前に米・物品等を船で運搬して帰村する慣例であった⁷。これに反し、1869年兵部省は、出稼ぎ者を石狩に越冬させようと試みた。越冬は、アイヌの反対にあつてかなわなかったが、帰村時期が11月中旬となったため、食料・物資を満足に運搬できない者も出た。12月中旬になると、兵部省は軽物の開拓使納入を禁じると共に、出稼ぎ者に対して、翌春までの当別川川下への移住を命じ、従わない者には撫育中止と石狩川での鮭漁の禁止を課すとした。これに対し、石狩場所に出稼ぎに来て

いた上川「総酋長」クーチンコロが直談判したものの、やはり出稼ぎの近郊（札幌・発寒・琴似）のアイヌらは石狩に留まり、既に移住の用意を開始していたという。

これに対し、開拓史生であった平田広利は、琴似村に赴き、以下のように説明している。

今般開拓使の御地へ下向たるや土地をひらき、人民を撫育し、大に蕃殖ならしめ、悪をこらし善に導き、民心をして追々開化に赴かしむる所以なり。第一土人の如きは別して厚き御賑恤の御仕法を立させられべき御趣意なり。発寒村は則札幌の管内なるが故、土人の帰り来るを待ちヲムシヤ〔土人ノ秋祭ナリ〕をいたさせ、夫に御（手）当等も賜はるべし。且向後は札幌に於て万事厚く御世話下さるべきはずなり〔高倉編、1982：89-90〕⁸。

その後、琴似又市が「乙名（発寒村酋長ノ石狩近傍ニ止り居ルモノ）コマンダ其外土人を諭す」ことによって、アイヌらは帰村するに至り、12月末には島義勇判官による大規模なオムシャが執り行われ、その量は従来の3倍に達するものであったという〔同：90〕。

其後発寒村に於てヲムシヤ〔土人春秋ノ祭り。而シテコレハ秋ノ祭りナリ。〕あり、酒其外賜物例年に三倍す。〔判官思召ヲ以テ賜ハリシモノナリ。〕一同の土人意外に心悦ぶ事限なし。此翌日上川の土人グウチンコロ始め外三人のもの発寒村へ立寄り、前日の余酒等馳走になり、実況を見聞し、始て安堵の思ひをなし、而して帰郡〔上川へ〕致したりといふ〔同：91〕。

以上の記録から、まず、当時において石狩場所での出稼ぎが、上川アイヌらの生活を支える重要な位置を占めていたことがわかる（注6参照）。同書によれば、兵部省の一連の動きは、開拓使に対し、石狩場所での労働者であるアイヌを確保し、さらには交易品である軽物の独占を目的としたことに起因する。そのための「無謀」な命令に対して、開拓使史生平田広利は、開拓使がアイヌに対して「別して厚き御賑恤の御仕法」を行う、あるいは「札幌に於て万事厚く御世話下さるべきはず」であると説得し、移転を阻止している。注目されるのは、平田が開拓使が信頼に足る根拠と

して、オムシャの開催とその際の「御（手）当等」の供与を示した点である。実際に、後日、例年の3倍もの酒や支給品が与えられたが、発寒村らのアイヌ一同の反応が「心悦ぶ事限りなし」とされ、さらにオムシャ後の酒宴に参加したクーチンコロらが、「実況を見聞し、始て安堵の思ひをなし」という記述は、アイヌと人間の関係性の中で、物品支給が重要な意味をもっていたことを予想させる。少なくとも当時においては、支給される物資の多寡をもって、和人による「アイヌ撫育」の質が測られたということができないのではないか。

さらに、兵部省が移住に従わない者に対し、石狩川での鮭漁禁止に加えて、「撫育中止」を罰として課していることから、日々のアイヌ撫育品が、彼らの生活に必要な不可欠なものであった可能性が考えられる。

4. 札幌本庁におけるオムシャの廃止

1870（明治3）年9月に開拓使からオムシャ廃止が達せられた後、明治7～8年頃まで続けられたことが、従来から『新撰北海道史』〔北海道庁編、1990〕ほか、多くの市史で指摘されてきた。しかしながら、札幌本庁で最後に施行されたオムシャがいつであるかは、明確にされていない。

『開拓使事業報告附録布令類聚』下編（大蔵省編、1985、以下、『布令類聚』と略記する）の賑恤の項には、1870年（明治3）年9月7日達に、オムシャの廃止が布達されたことが記されている（句読点は、読みやすいように筆者が補足した）。

官吏巡回土人賜物オムシャ及生死手当ノ義、府藩県地方ノ振合ニ致相違候間、自今不被下候段、兼テ相達置候得共、生死ノ件何分憫然ニ被思召候間、格別ノ御詮議ヲ以テ生者ハ玄米一斗、死者ハ玄米一斗並清酒三斗宛下サル〔『布令類聚』：346-347〕。

さらに『開拓使事業報告』第5巻の「賑恤 札幌本庁」の項目でも、明治3年9月、「土人六十五歳以上及幼児七歳未満ノ者へ十月ヨリ三月マデ

六ヶ月間、一日玄米二合五タヲ給シ、丁壮者使役一日賃米一升七合五タ、非常遭難者ハ別ニ救助ス、其漁獵ヲ業トスル者ハ税ヲ免ス」とあり、従前の「撫育」に代わる、開拓使による新しい「賑恤」が示された⁹。

さて、札幌本庁のオムシャ廃止の時期であるが、『開拓使事業報告』では、1871（明治4）年4月「東久世開拓長官札幌赴任、札幌琴似三村ノ土人乙名小使等八名へ、清酒一斗六升、阿波粉三十二斤ヲ賜フ」とあり、明治4年になっても、開拓使長官赴任に合わせてオムシャ様の儀礼が行われたことがわかる。この儀礼は、前述の開拓使による「別して厚き御賑恤の御仕法」との関連を思わせるが、現在のところ想像の域を出ない。ちなみに「阿波粉」は当時的高级煙草であり、従前のオムシャでは、通常、地元産の「地廻煙草」が用いられた。

次に「開拓使文書」におけるオムシャ廃止関連の文書を見ると、1872（明治5）年には、札幌本庁でオムシャが行われなくなっていたことがわかる。明治5年10月10日付けの札幌でのオムシャ廃止に関する文書には¹⁰、「石狩札幌土人共追々開化ニ相趣候^{むずかしく}ニ付、従来之陋習ヲ洗除致度御座候得共、一時ニ難相去勢も御座候間、先以オムシャ熊送り、右二ヶ条自今廃止可然哉。此段相伺申候也。但、本文之儀ハ昨冬已来度々説諭も相加へ置候ニ付。唯今廃止候ても不都合之儀も有之間敷と存候事」とあり、アイヌに関わる習俗のうち、オムシャと熊祭がまず廃止対象とされたことがわかる。この廃止については前年冬に告知していたため、アイヌに「不都合」が生じないであろうとの理由から、オムシャ・熊送り共に、この年は札幌・石狩では開催されなかったとある。この点について、1874（明治7）年、開拓使根室支庁のオムシャ廃止に関する文書に、「札幌石狩両郡共、壬申十月以来相廃候義ニ付」という文言が見られる¹¹。「壬申」は明治5年であり、「壬申十月」が上で紹介した史料の内容を指すとするならば、札幌では、明治5年にはオムシャが行われなかった可能性が強い。

これまでの研究では、オムシャ廃止をとくに扱う研究はなく、また筆者による従前の調査でも、『開拓使事業報告』および「開拓使文書」中に、開拓使による最後のオムシャ施行について日程等を明記した記録は見いだすことはできなかった。しかし昨年、最後のオムシャに関する記述が、早川昇により再録されていたことが、筆者による「早川昇ノート」編集作業の過程で判明した。その記録によれば、1871年11月16日に「札幌区開拓使本庁」において岩村通俊開拓大判官により執行われたのが、開拓使札幌本庁の最後のオムシャであるという。早川家ご遺族の許可を得て、この記録を紹介する。

5. 早川昇再録のオムシャ

(1) 「早川昇ノート」について

『アイヌの民俗』（1975）の著者で知られる早川昇（1908-1982）は、小樽市出身。1931（昭和6）年慶応義塾大学経済学部卒業、大学院に進学し、柳田國男、折口信夫に師事し、民俗学、国文学を学ぶも、後に病気で退学した。帰郷後は小樽市内の高校教師、小樽市立図書館嘱託勤務などをしながら、民俗（沖縄も含む）、アイヌ文化など、多岐にわたる民俗学研究を続けた。「早川昇ノート」は、1943（昭和18）年から1979（昭和54）年まで、早川が行なった調査研究の記録やメモなどからなる。本州・北海道の民俗および北海道・樺太アイヌ等に関するフィールドノートの清書、調査に関する考察やメモ、当時の講演記録、新聞や雑誌・文献の詳細な写しなどを含むノート群である。現在、「早川昇遺稿編集会」の仕事を引き継ぎ、筆者が発刊のための編集作業を行っている。

(2) 「松前蝦夷通辞森大造之本」写本について

紹介する資料は、「松前蝦夷通辞元祖森大造之本」と題され、忍路群塩谷村在住であった堀内利作によって、1894（明治27）年2月～3月に筆写されたものである。この写本は、「蝦夷地語

全」と記したアイヌ語の辞書で、その最後に「申渡」として、明治維新をはさんだ新旧のオムシャのアイヌ語訳が記されている。「早川ノート」では、「堀内リセ媼（故堀内利作翁夫人）談」として、1951（昭和26）年9月28日付けで数行のインタビューが付されていることから、早川は、未亡人から写本を借りて筆写したと思われる。

森大造については、写本中に、松前藩のアイヌ語通辞であり、「七十余才」で亡くなったとの記述がある。さらに未亡人の談話によれば、「森大造は塩谷で寺子屋をした人で、『アイヌのお師匠さん』と村人から言われたが」、後に塩谷から移転したと記されている¹²。

幕藩時代のアイヌに対する申渡書については、本稿の冒頭でも紹介した高倉新一郎が、『新版アイヌ政策史』その他で論じている〔高倉、1935；1972〕。「アイヌ通詞の研究」では、佐々木が「文化2年西蝦夷場所々請負人名前」として、知行主・請負人らの名称を一覧表としてあげている〔佐々木、1989：54-55〕。森の生没年は不明であるが、堀内利作によって写本がなされた1894（明治27）年前後が森の没年であると仮定すれば、70～79歳では、1824（文政7）～1815（文政12）年頃の生まれとなる。したがって、1805（文化2）年には、アイヌ語通辞をしていることはありえない。しかし、アイヌ語通辞では世襲の例もみられることから、同表を検討したが、「通詞支配兼請負人」「通詞支配兼」「通詞」の項目に、森姓は見られなかった。

アイヌ語通辞による辞書等については、成田修一による「アイヌ語資料叢書」（1972、6冊）で影印資料を見ることができる。古文書資料を用いたアイヌ語研究では、佐藤による「『申渡』のアイヌ語訳文」の研究の中で、「積丹町史資料」が用いられている〔佐藤、2005〕（他に2008；2009などがある）。また、深澤による加賀家文書に関する一連の論文がある〔深澤2014a；2014b〕。余市場所については、林家文書のアイヌ語資料の紹介があるが〔東・田村、2008〕、森大造に関する記述は見られなかった。

(3) 申渡文の内容

さて、同資料は、松前藩、幕府、開拓使によって執行された3種類のオムシャからなるものである。新旧のオムシャのアイヌ語訳が森によって記された意義を考慮し、全体を掲載すると共に、歴史資料であることを鑑みて、極力原文を加工しないよう試みた¹³ (資料)。

申渡文の内容については、松前藩が「異国船対応、蝦夷地警護の人馬供出、家内協和、婚姻の奨励と相互扶助、非常時の備えとしての畑作奨励、軽物（オットセイ猟）および漁業出精」であり、幕府が「漁業出精、父母への孝行と家内協和、誹謗番人への出訴とキリスト教禁止」となっており、従来紹介された資料との大きな差はないようである。一方、開拓使札幌本庁の最終オムシャについては、「天皇への恭順と家内・一族協和」のみの簡潔な告示となっている。

また、松前藩に関する資料には、オムシャ支給品について一部記されているほか、オムシャに列席する際のアイヌの服装についても触れられている点は、興味深い。

おわりに

以上、本稿では幕末から明治初期のオムシャの内容を、石狩場所を例として、その特徴を記そうと試みた。さらに、兵部省による石狩へのアイヌ集住命令を契機に開拓使が施行した「3倍のオムシャ」を、原典に基づいて紹介することにより、幕末から近代初期のアイヌ社会と和人との関係の一端を示した。この一件からは、請負場所での稼ぎに加え、支給品等の物質文化が、往時のアイヌの生活を維持する上で必要不可欠となっていたことが予想されると同時に、オムシャでの支給品の多寡が、新しい為政者を迎え入れるにあたっての判断材料として機能した可能性が指摘しうる。今後は一次史料の精査を通し、石狩場所でのオムシャの実態を明らかにする作業が必要とされると共に、「3倍のオムシャ」施行の翌年廃止され

た、和人によるアイヌへの物質供与が、明治政府の賑恤規則運用として収束する過程を含めて考察したいと考えている。

注1 本稿では、現在では「不適切」とされている表現が見られる箇所があるが、歴史資料であることを鑑み、そのまま用いている。他の史料についても同様の扱いとした。なお、引用文の繰り返し記号は、縦書き用の記号であることから、記号を用いることはせず、文字に変更した。

注2 1854年の事例では、「御上」から「煙草20把」が支給されたと記されているが〔『石狩町誌』：276〕、他の事例も鑑み、「2把」の可能性が高いと考えられることから、ここでは支給額を「2把」として計算している。

注3 「石狩開拓使以前は兵部省の管轄するところとなっていた」点については、『石狩町誌』pp.321-322参照。

注4 当時、兵部省と開拓使札幌本庁の境界線が当別川であったことによる。

注5 例えば、『石狩町誌』では、島義勇開拓判官が発寒に史生「志村広利」を駐在させたとあるが(p.324など)、これは『札幌区史』でも同様である。原典は、「平田広利」となっている。ほかにも原典とは異なる点がいくつか見られる。

注6 旧暦12月から翌春に山狩を行った。従来から番人を派遣して越冬させ、軽物の取りまとめをさせていたという。

注7 結氷後の帰村は難しく、本人・家族が困窮するため、「石狩役所館員茲に注意して」「土人勘定（賃金）」を済ませて帰村させたという。

注8 他にも「土人ハ凡テ通弁ヲ厭フガ故ニ」、札幌には通辞を置かないことを強調している。なお、引用部分の〔 〕内は、本来は二段組となっている。

注9 このような代替案は、明治六年に布達された賑恤規則に包摂されたと考えられる。

注10 「札幌土人オムシャ及熊送り廃止ノ件」。

注11 「根室支庁管下土人オムシャ給与、廃止ノ件」明治7年9月12日付け文書。

注12 小樽市の徳源寺にあるという森大造の墓については、今回はその確認までに至らなかった。

注13 森大造による「蝦夷地語 全」も含め、現在発刊に向けて、編集作業を継続中である。

引用文献

- 東俊佑・田村将人, 2008. 北海道開拓記念館所蔵・林家文書のアイヌ語資料. 千葉大学 ユーラシア言語文化論集, 11: 165-175.
- 深澤美香, 2014a. 加賀屋文書のアイヌ語資料と加賀伝蔵. 千葉大学大学院人文社会科学部研究科 研究プロジェクト報告書274集 アイヌ語の文献学的研究(1),

- 21-48.
- 深澤美香, 2014b. 加賀屋文書における表記の特徴と傾向:ローマ字表記への試み. 千葉大学大学院人文社会科学部 研究プロジェクト報告書274集 アイヌ語の文献学的研究(1), 49-72.
- 北海道庁編, 1990 (復刻). 新撰北海道史 第3巻.
- 石狩町編, 1972. 石狩町誌 上巻. 石狩町.
- 石狩町編, 1985. 石狩町誌 中巻1. 石狩町.
- 工藤義衛, 2015. 十文字家文書の石狩関係資料について. いしかり砂丘の風資料館紀要, 5:77-83.
- 大蔵省編, 1985 [1985復刻]. 開拓使事業報告 第5編. 北海道出版企画センター.
- 大蔵省編, 1985 [1985復刻]. 開拓使事業報告付録布令類聚 下編. 北海道出版企画センター.
- 小樽市編, 1958. 小樽市史 第1巻. 小樽市.
- 札幌区役所編, 1911 [1973復刻]. 札幌区史. 名著出版.
- 佐々木利和, 1989. 蝦夷通詞について. 北方言語・文化研究会編 民族接触:北の視点から, 六興出版, 48-60.
- 佐藤知己, 2005. 「申渡」のアイヌ語訳文に関する一考察. 北海道立アイヌ民族文化研究センター紀要, 11:1-45.
- 佐藤知己, 2008. アイヌ語古文献における言語学的諸問題. 北大文学研究科紀要, 124:153-170.
- 佐藤知己, 2009. 18世紀全般のいくつかのアイヌ語資料について. 北大文学研究科紀要, 127:29-58.
- 高倉新一郎, 1935. オムシヤ考. 民族学研究, 1(3):83-92.
- 高倉新一郎, 1972. 新版アイヌ政策史.
- 高倉新一郎編, 1982. 肥塚貴正石狩国上川見聞奇談. 犀川会資料全, 北海道出版企画センター, 79-98.
- 余市町総務課余市町史編集室編, 1985. 余市町史 第1巻資料編1.
- ・金田一京助解説・成田修一撰「アイヌ語資料叢書」:
金田一京助解説・成田修一撰, 1972. 松前の言ふそこはのこと. 国書刊行会.
能登屋円吉, 1972. 番人円吉蝦夷記. 国書刊行会.
能登屋円吉, 1972. 蝦夷語集録. 国書刊行会.
上原熊次郎, 1972. 蝦夷語箋. 国書刊行会.
上原熊次郎, 1972. 藻汐草. 国書刊行会 (アイヌ語資料叢書).
結城燦, 1972. 蝦夷品彙訳言. 国書刊行会.

引用資料

- ・「開拓使文書資料」
「札幌土人オムシヤ及熊送り廃止ノ件」(簿書番号5714-50), 北海道立文書館蔵.
「根室支庁管下土人オムシヤ給与, 廃止ノ件」(簿書番号6010-24), 北海道立文書館蔵.

資 料

凡例：ゴシック書きは、早川昇によるコメントを意味する。ルビは原文のママとした。筆者による注については、「*」をつけて、段落末に示した。なお、明らかに間違いと考えられるアイヌ語部分も、日本語と同様、原文のママとしている。

(申 渡) 原文は、切れたところがない。

松前志摩森様当国東西一円御領分之節ヨリ場處々々ニ放テ 一ヶ年一度ツヽ(ヲムシヤ)ト申事之有 此(ヲムシヤ)ト申事
其所之御詰合之御役所ニテ蝦夷人共不残寄集御上様之御掟之趣御申渡致候也 其節御詰合之御役人御重役ヨリ御下役迄
玄関之上座ニ御例座 板之間ニハ支配人通辞例座庭ニハ役蝦夷人三役ト申者例座外ニ平蝦夷人老若男女列座* 三役ト申
ハ乙名ト云フ 即チ村長ナリ 次ノ役ハ小使ト申 其次ノ役ハ土産取ト申 是ヲ蝦夷人ノ「役三」トハ申也 其節ノ三役
ノ衣服ハ縫付ノ小袖ニ陣羽織ヲ着シ 平蝦夷人ハ新キ厚志 又ハ蝦夷縫ツヅレ杯ヲ着シ御申渡シヲ御受申也 御申渡之
節三役へ御土産トシテ被下置候品ハ 役蝦夷人一人ニ付左ノ目録通り (トル)

一 清酒	八舛
一 濁酒	八舛
一 玄米	八舛
一 糍	八舛
一 葉煙草	五把

平蝦夷人へ下サル品ハ男女共ニ不拘一人ニ付

一 清酒	五合
一 濁酒	五合
一 玄米	一舛

三役ハ御膳ニテ坪平ニテ酒ハ吞次第 平蝦夷人飯一人ニ付五合焚位下サル 其日ハ居合ノ蝦夷人吞次第ノ馳走ニ御座候也

*この部分のみ、「例座」ではなく、「列座」とある。

(松前志摩守様御領分之節)

(申渡)・・(ヲムシャの右に、こう書いてゐるのは、ヲムシャの意味の義だろう。)

例年之通今日(ヲムシャ)相勤候間申渡之趣能々可承事 名々之身分慎方者勿論(ウタレ)共へ聊心得遣へ無之様可致事

右の訳(左側に付す)

アゴロ ヲトナ コンツカカイ、ウダレ、ケシハアンコラツ、タンド、ヲムシヤ

アンルイダ、バンナ、トノヲロワノ、エタギ、サンルイダバンナ* ウダレ、ヲビチタノ、ヒリカノ、エヌヤンコロ、ニ
トバギ、ヒリカノ、シカシマワ、アイヌ、ウダレ、ポンノ子、ヤツカウエン、ウエン、ケウドモエサングニ、ヒリノ、
ラムヲチタ、子ノ、ケウトモコロツギ、ヒリカアンナ

*句読点は記されていない。

万一沖合ニ異国船艫通候見受候は、遠近不拘早束詰合所へ申可出様子ニ寄蝦夷人共相集候事有之候は、早々罷可出事
年々蝦夷地御警固之御人数通行又ハ御用状御用物ト継送之節 人馬無差支相勤候由神妙之至一殿之事候 猶此末共艫末
無之相勤可申事

右の訳(同)

ニシフノ、アゴロ、レフタ、フレシ、シヤモ、ベンザイ、カヤコロヲマノ、アンベヌカルワ子、チギ、トエマイ子、
ハンゲイ子、ヲガエウダレ、センバンノ、キノ、ヤガダヲタ、アシリアシツギ、ヒリカ、ルエダバンナ、カトレンカエ
子、アエヌウダレアウガルアンツキアナキ子、ウダレ、ヲヒツタノ、トノヤカダヲチタ、センバンノ、ホユブ、アフカ
シワ、アリキチキ、ヒリカケシバ、アイヌコタン、シカシマ、トノ、ウダレ、ハイガイ、ヲツタネア、モシマ、トノカ

ンビトノコロ、ウシヤアンベ、ヒシカダ、アルラ、ヲチタヒリカノ、ヲマンデ、アナヤガイ、ダンベ子カツレカ、シノシンギ、ナンコロケニアムアン、ルエタンナマトマイムシカムイ* 子ヤツカヤエレンガグニ、ラムヲガイ、ルイタバンナ、シノ、エラミエダギ、シヤンナタノエマケダ、子ヤチカ、トノリンジ* トノカンビ、ヒリカノ、ルラ、アンチギ、ヒリカナ

*句読点は記されていない。

蝦夷人共ニ家内睦敷致可申事

右の訳(同)

アイヌ、ウダレ、ヲゴイギ、シヤク、ナナトラノ、チセシカシマ、チギ、ヒリカナ、

蝦夷人共男女年丈ニ不相成内相應之縁談取結并、鰥寡孤獨極老之モノ念頃世話可致事

右の訳(同)

アイヌ、ヲツカイ、メノゴ、ニヤツカ、マシケ、ノキア子、シヨモギ、ヲツタ、ホグシヤクロヲタ、ホクコレヤン、マチシダ、クロヲシタマチコレヤン、ホヲシヤク、イリワケシク、ヲンネクル、アツヤボシヤク、ハボ、シヤク、セカチ、ヒリカアンナ

畑作雑穀等相応尔実ノリモ有之場所ハ漁業之手透尔ハ心掛付置邊し 又ハ役病流行之節ハ何れヘ立抜候貯無之テハヒシト難儀之基ニ候條 能心掛可申事

右の訳

アノアン、ベニツギ、コタンヌカルワ、チュケコイギ、ウトロ、ケダ、トエタア、チギヒリカアンナ、アエヌウダレ、子ノケウトムコロチギヒリカルイタバンナ、ニシヤフノ、ウエン、タシユムセ子、アンチギ、子ダキラヤツカ、イベアンベ、イシヤマチキ、イ子カルガ、イシマ、ルイ子クシユウヰ(エ)ベアンベ、シカシマアンチギ、ヒリカアンルイダバンナ

膾膾膾之儀ハ年々公儀ヘ献上之品尔有之候處近頃出不足尔相成献上之品差支候儀儘有之候間蝦夷人ドモ漁業取獲方出精可致事

右の訳(同)

ウチウチコエギフ、アナキ子、ケシハ、エドナムシリカムイヲチタ、アヤゲフ、アベ子ルイ子コロガ、タ子アナキネ* ヤンカドカバラカシユウアン、イドナムシリカムイヲツタ、ヤンケクニフガ、エシヤマ、アン、ルイ子クシウ、アエヌウタレウ子ウ、チコエギフカムイ、ヲシコ子グニ、カメアシカルハエラギツギヒリカ* ルエダバンナ子コナヤツカ、ヨフケケウドム、イシコロワ、ホロノイヲシコ子クニ、エキチキ、シノ、ヒリアアルイ、ダバンナ

*句読点は記されていない。

酒米麴たばこ等之を菅下難有頂戴致セ

右の訳(同)

ヒキリサゲ、アママ、カンダチ、タンバコ、ハクノ、イシコレアンルイ子クシウヤエラゲレクニ、ヲンガミツギヒリカナ、トノエバトバレ、ウセウダレ

右之條々申渡候間末々ノ者迄能可承者也

右の訳(同)

セカチ、メノゴ、ハグノ、ヲツタ、イバカシノアンチキヒリカアンナタ子トノエタキヲギリルイタバンナ

三役ノ者ヨリ御受之語御上様ヨリ被仰付之趣逸々奉畏候末々之者共イ急度申付奉候

右の訳(同)

ヤクコロ、アエヌヲロワノ、タシヤ、エダギ、グキルイダバンナア、コロコタン、*²シカシマハアセカムイヲロノ、シヤク、トノエレガヲヒチタノ、クヌルエ子、タシエレンガ、セカチ、ケセヲロバクノ、ヒリカノエバドバレ、イバカシグキルイダバンナ

*1 「々」のルビ部分は、繰返し記号を意味する。

*2 一字抹消

(幕府^ふ之節)
(申渡)

一 公儀を重じ漁場取締の差図を受漁業出精可致事

右の訳(左側に付す)

エンドシムシリカムイ、ハアセカムイ子クシユウヤエカダノヤン、チュケ、シヤバ子、シシヤモヲロワ、イバカシノアンベヒリカノ、エヌワ、チュノホロノ、コエギチギヒリカグニ、トノヲロワノ、ハアセイダギ、シヤンルイダバンナ

一 主人共父母ハ勿論夫婦兄弟睦敷可致事

右の訳(同)

アエヌウダレ、アチヤボ、ヲロワノ、ホグ、マチ、イリワケ子ヤカ、ヒリカノ、シ子サンビ、シ子ランコロワイランマシリ、ツセコロチギ、ヒリカアン

一 誹謗^{ひぼう}番人有之猥^{みだり}尔主人共を折檻^{せつかん}致候ハゞ早束詰合役人イ*申可出役人ヨリ嚴重ニ相糺可申事

*「イ」は「エ」を意味すると考えられる(方言カ)

右の訳(同)

ケウトムウエン、フンキ子シシヤモ、アヌワ、イタレカゲ、アエヌ、エコエキ*、ツキウエン、ケフトム、コロフンキ子シヤモセンツギ、センバンノ、トノヲチタ、アシリアシ、チキヒリカ、アンルイダバンナ、子ツキトノヲロワ、ヒリカノ、子ア、カヒトノフナラルイ、ダバンナ

*「エ」はミセケチ

一 切支丹宗門之儀者決而不相成事尔候

右の訳(同)

アエヌウタレ、トフンカムイ、ア子キ子、エチギ、ユウワンゲ、クニ、トノヲロワ、ハキセノボ、エハトバン、アンナ、ヒリカノ、エヌチキヒリカアンナ

右ヶ條之趣^{きつと}末々ノ者尔至迄屹度相守可申者也

右の訳(同)

タフ^イネ、トノヲロ、エバトバレ、エダギ、シヤンルイ子クシユウ、タンベコラチ、ウダレ、ウエシヤマンバノ、シヨモ、ハイダグニ、ヒリカノ、エキチギ、ヒカリアンルイダバンナ

札幌開拓使本庁之ヲムシャ

申渡

(カムエヲロワノ→)

一 菊ノ御紋を重じ

右の訳

カムエヲロワノエタギシヤンルタバナ(右「重んじ」の右側に。)
チマイリ、ムムイ、コロシルシ、ヤエガタノアンベ、子ルイタバナ

一 土人共家内善敷可致事

右の訳(同)

アエヌウタレ、ヒルカノ、シ子ラシコロワ、チヤコロアン

一 喧嘩口論決テ不可致

右の訳(同)

アエヌウタレ、ウコエギ、ウバウレ、イチギキヤン

右之趣申渡候間能々相守可申者也

右の訳(同)

タフ子、カムイ、エタキ、シヤンルエ子クシユ、ヒリカノ、イチキワエヌチキヒリカアンルイ、ダバンナ

蝦夷語終

堀利 * 囲み文字

(土人平民ル成ル時) 原文は切れず、

明治四年未^{ひつじ}ノ十一月十六日札幌區開拓使本庁ニ於デヲムシヤ有之 其節之御大將者開拓岩村大判官様 此ヲムシヤ相済
次第ヲムシヤ御廃^{はいし}相成

松前志摩守様御領込者蝦夷人ト申候也 夫ヨリ公儀御上也ニ相成候ヨリ土人出情致シ
明治五年申五月平民ト相成^{さる} 姓名被仰付^{をうせつけられ}

裏表紙の裏面に

松前蝦夷通辞元祖森大造乃本を写 此人ハ歳七十余才ニテ死

明治二十七年二月ヨリ三月中頃迄デニ写シ終リ

堀内 利作 堀利 * 囲み文字

○堀内リセ嫗(故堀内利作翁夫人)談。 昭26・9・28聴。 没年 没齡

忍路郡塩谷村文庫歌 堀内利千代氏(郵便局次長)母堂。

森大造は塩谷で寺子屋をした人で、「アイヌのお師匠さん」と村人から言われた。森氏は此の辺の人が有福でお米を多く持っていたので未だゴシヨ芋ダンゴというものを作る事を考えなかった時に、これを「発明」した。それはゴシヨ芋を下ろし金^{ガネ}で下ろし、布巾^{シボ}で絞って、澱粉としぼり粕とで適宜な堅さの団子としておツユに落すものであった。此の人は後に此の土地に居なくなって了った。(私が禅宗の徳源寺にその墓があると言ったら、初耳だと驚いていた)